

衆議院 農林水産委員会 議 録 第 一 号

本国会召集日(平成六年九月三十日)(金曜日)(午前零時現在)における本委員は、次のとおりである。

委員長 竹内 猛君
理事 亀井 善之君 理事 久間 章生君
理事 中川 昭一君 理事 二田 孝治君
理事 小平 忠正君 理事 千葉 国男君
理事 仲村 正治君 理事 前島 秀行君
赤城 徳彦君 菊池福治郎君
岸本 光造君 栗原 裕康君
七条 明君 中谷 元君
浜田 靖一君 保利 耕輔君
松岡 利勝君 松下 忠洋君
三ツ林弥太郎君 御法川英文君
宮里 松正君 山本 公一君
今津 寛君 倉田 榮喜君
木幡 弘道君 鮫島 宗明君
実川 幸夫君 田名部匡省君
畑 英次郎君 初村謙一郎君
広野ただし君 冬柴 鐵三君
増田 敏男君 池端 清一君
石橋 大吉君 遠藤 登君
辻 一彦君 錦織 淳君
藤田 スミ君

理事 千葉 国男君 理事 仲村 正治君
理事 前島 秀行君
赤城 徳彦君 金子 一義君
岸本 光造君 栗原 博久君
栗原 裕康君 七条 明君
浜田 靖一君 保利 耕輔君
松岡 利勝君 松下 忠洋君
三ツ林弥太郎君 御法川英文君
山本 公一君 今津 寛君
倉田 榮喜君 木幡 弘道君
鮫島 宗明君 実川 幸夫君
畑 英次郎君 初村謙一郎君
広野ただし君 冬柴 鐵三君
増田 敏男君 石橋 大吉君
遠藤 登君 辻 一彦君
錦織 淳君 藤田 スミ君

同月十二日
辞任 赤城 徳彦君 補欠選任 越智 通雄君
岸本 光造君 原田 憲君
冬柴 鐵三君 石井 啓一君
同日 辞任 越智 通雄君 補欠選任 赤城 徳彦君
原田 憲君 岸本 光造君
石井 啓一君 冬柴 鐵三君
同日 辞任 廣野ただし君 補欠選任 羽田 孜君
同日 羽田 孜君 補欠選任 廣野ただし君
同月十九日
理事前島秀行君同日理事辞任につき、その補欠として鉢呂吉雄君が理事に当選した。

九月三十日
竹内猛君委員長辞任につき、その補欠として中西績介君が議院において、委員長に選任された。

委員の異動
九月三十日
辞任 宮里 松正君 補欠選任 栗原 博久君
池端 清一君 中西 績介君
竹内 猛君 鉢呂 吉雄君
十月三日 辞任 中谷 元君 補欠選任 金子 一義君

九月三十日
農林水産大臣 大河原太一郎君
農林水産大臣官房長 高橋 政行君
農林水産省経済局長 東 久雄君
農林水産委員会 黒木 敏郎君
調査室長

平成六年十月十九日(水曜日)
午前十一時開議
出席委員
委員長 中西 績介君
理事 亀井 善之君 理事 久間 章生君
理事 二田 孝治君 理事 小平 忠正君

委員外の出席者
農林水産委員会 黒木 敏郎君
調査室長

本日の会議に付した案件
理事の辞任及び補欠選任
国政調査承認要求に関する件
農林漁業団体職員共済組合法等の一部を改正する法律案(内閣提出、第百二十九回国会閣法第四九号)

○中西委員長 これより会議を開きます。
この際、一言ごあいさつを申し上げます。
このたび、農林水産委員長の重責を担うことになりました中西績介でございます。
申すまでもなく、今日、我が国の農林水産業をめぐる内外の諸情勢は極めて厳しく、多くの課題を抱えております。こうした情勢の中で、本委員会に課せられました使命はまことに重大であり、改めて委員長の職責の重大さを痛感いたします次第でございます。
甚だ微力ではございますが、委員各位の御支援、御協力をいただき、公正円満な委員会運営に努めてまいりたいと存じますので、何とぞよろしくお願いを申し上げます。
簡単ではございますが、委員長就任のごあいさついたします。ありがとうございます。(拍手)
○中西委員長 理事辞任の件についてお諮りいたします。
理事前島秀行君から、理事辞任の申し出があります。これを許可するに御異議ありませんか。
〔異議なし〕と呼ぶ者あり
○中西委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。
引き続き、理事補欠選任の件についてお諮りいたします。
ただいまの理事辞任に伴うその補欠選任につきましては、先例により、委員長において指名するに御異議ありませんか。
〔異議なし〕と呼ぶ者あり
○中西委員長 御異議なしと認めます。
それでは、理事に鉢呂吉雄君を指名いたします。

○中西委員長 次に、国政調査承認要求に関する件についてお諮りいたします。

農林水産業の実情を調査し、その振興を図るため

農林水産業の振興に関する事項

農林水産物に関する事項

農林水産業団体に關する事項

農林水産金融に関する事項

及び

農林漁業災害補償制度に関する事項

について、本会期中調査をいたしたいと存じます。

つきましては、衆議院規則第九十四条により、議長長の承認を求めたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○中西委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

○中西委員長 次に、第二百二十九回国会、内閣提出、農林漁業団員共済組合法等の一部を改正する法律案を議題といたします。

これより趣旨の説明を聴取いたします。大河原農林水産大臣。

農林漁業団員共済組合法等の一部を改正する法律案

〔本号末尾に掲載〕

○大河原国務大臣 農林漁業団員共済組合法等の一部を改正する法律案につきまして、その提案の理由及び主要な内容を御説明申し上げます。

我が国は、本格的な高齢・少子社会の到来を目前に控えておりますが、国民の老後の生活設計の柱である公的年金制度が、今後ともその役割を十分果たしていけるよう、年金制度を将来にわたる揺るぎないものとしていくことが要請されております。

このような状況を踏まえ、政府といたしまして

は、他の公的年金制度と同様に、二十一世紀を展望して、農林漁業団員共済組合法制度全般にわたる必要な見直しを行うこととし、この法律案を提出した次第であります。

その基本的視点としては、第一に、二十一世紀を活力ある長寿社会とするため、高齢者の雇用の場の確保を初め、社会経済全体の方角が問われている中で、年金制度もこれに対応し、人生八十年時代にふさわしいものに見直ししていくこととなります。

第二に、高齢化の進展に対応し、年金制度を長期的に安定させるため、給付と負担の均衡を図るとともに、将来の現役世代に過重な負担を生じないようにすることです。

次に、この法律案の主要な内容につきまして御説明申し上げます。

第一に、六十歳代前半の退職共済年金につきましては、その年金の額を給与比例相当部分とし、平成十三年から平成二十五年にかけて、現行の仕組みから段階的に切りかえることとしております。さらに、在職支給制度について雇用促進的な仕組みとなるよう改善を図るとともに、雇用保険法による給付との調整を行うこととしております。

第二に、年金額につきましては、定額部分について、その額を引き上げるとともに、給与比例部分につきましては、現役世代との均衡に配慮し、再評価の方式を実質的賃金の上昇率に応じたものに改め、年金額を引き上げることとしております。

第三に、遺族共済年金等の改善であります。遺族共済年金等につきましては、遺族共済年金の受給権者等となる子等の年齢要件の改善、退職共済年金と遺族共済年金との併給調整の改善を行うこととしております。

第四に、掛金につきましては、新たに、賞与等を対象として特別掛金を徴収するとともに、育児休業期間中の掛金の組合員負担分を免除することとしております。

このほか、短期間我が国に滞在した外国人に対する脱退一時金の支給等、所要の措置を講ずることとしております。

以上が、この法律案の提案の理由及び所要の内容であります。

何とぞ、慎重に御審議の上、速やかに御可決いただきますようお願い申し上げます。

○中西委員長 これにて本案の趣旨の説明は終わりました。

次回は、公報をもってお知らせすることとし、本日は、これにて散会いたします。

午前十一時七分散会

する脱退一時金の支給等、所要の措置を講ずることとしております。

以上が、この法律案の提案の理由及び所要の内容であります。

何とぞ、慎重に御審議の上、速やかに御可決いただきますようお願い申し上げます。

○中西委員長 これにて本案の趣旨の説明は終わりました。

次回は、公報をもってお知らせすることとし、本日は、これにて散会いたします。

午前十一時七分散会

農林漁業団員共済組合法等の一部を改正する法律案

農林漁業団員共済組合法等の一部を改正する法律

正する法律

（農林漁業団員共済組合法の一部改正）

第一条 農林漁業団員共済組合法（昭和三十

三年法律第九十九号）の一部を次のように改正する。

第十四条第二項を次のように改める。

2 前項の規定により組合員とされた者が次の各号のいずれかに該当することとなつたときは、同項の規定にかかわらず、当該該当する期間、その者を組合員とする。

一 休職又は停職の処分を受けているとき（その処分の期間中、農林漁業団体等から給与を受ける場合に限る。）

二 育児休業等に関する法律（平成三年法律第七十六号）第二条第一項に規定する育児休業をしているとき。

三 前二号に掲げる場合のほか、農林漁業団体等から給与を受けず、又は常時勤務に服しない場合であつて政令で定めるとき。

第十九条の三第一項中「昭和六十三年」を「平成五年」に改める。

第二十条第一項の表を次のように改める。

標準給与の等級	標準給与の月額	給与月額
第一級	九二、〇〇〇円	九五、〇〇〇円未満
第二級	九八、〇〇〇円	九五、〇〇〇円以上 一〇一、〇〇〇円未満
第三級	一〇四、〇〇〇円	一〇一、〇〇〇円以上 一〇七、〇〇〇円未満
第四級	一一〇、〇〇〇円	一〇七、〇〇〇円以上 一一四、〇〇〇円未満
第五級	一一八、〇〇〇円	一一四、〇〇〇円以上 一二一、〇〇〇円未満
第六級	一二六、〇〇〇円	一二一、〇〇〇円以上 一二八、〇〇〇円未満
第七級	一三四、〇〇〇円	一二八、〇〇〇円以上 一三八、〇〇〇円未満
第八級	一四二、〇〇〇円	一三八、〇〇〇円以上 一四六、〇〇〇円未満
第九級	一五〇、〇〇〇円	一四六、〇〇〇円以上 一五五、〇〇〇円未満
第十級	一六〇、〇〇〇円	一五五、〇〇〇円以上 一六五、〇〇〇円未満
第十一級	一七〇、〇〇〇円	一六五、〇〇〇円以上 一七五、〇〇〇円未満
第十二級	一八〇、〇〇〇円	一七五、〇〇〇円以上 一八五、〇〇〇円未満
第十三級	一九〇、〇〇〇円	一八五、〇〇〇円以上 一九五、〇〇〇円未満

第十四級	二〇〇、〇〇〇円	一九五、〇〇〇円以上 二二〇、〇〇〇円未満
第十五級	二二〇、〇〇〇円	二二〇、〇〇〇円以上 二五〇、〇〇〇円未満
第十六級	二四〇、〇〇〇円	二五〇、〇〇〇円以上 二七〇、〇〇〇円未満
第十七級	二六〇、〇〇〇円	二七〇、〇〇〇円以上 二九〇、〇〇〇円未満
第十八級	二八〇、〇〇〇円	二九〇、〇〇〇円以上 三〇〇、〇〇〇円未満
第十九級	三〇〇、〇〇〇円	三〇〇、〇〇〇円以上 三二〇、〇〇〇円未満
第二十級	三二〇、〇〇〇円	三二〇、〇〇〇円以上 三三〇、〇〇〇円未満
第二十一級	三四〇、〇〇〇円	三三〇、〇〇〇円以上 三五〇、〇〇〇円未満
第二十二級	三六〇、〇〇〇円	三五〇、〇〇〇円以上 三七〇、〇〇〇円未満
第二十三級	三八〇、〇〇〇円	三七〇、〇〇〇円以上 三九五、〇〇〇円未満
第二十四級	四〇〇、〇〇〇円	三九五、〇〇〇円以上 四二五、〇〇〇円未満
第二十五級	四二〇、〇〇〇円	四二五、〇〇〇円以上 四五五、〇〇〇円未満
第二十六級	四四〇、〇〇〇円	四五五、〇〇〇円以上 四八五、〇〇〇円未満
第二十七級	四六〇、〇〇〇円	四八五、〇〇〇円以上 五一五、〇〇〇円未満
第二十八級	四八〇、〇〇〇円	五一五、〇〇〇円以上 五四五、〇〇〇円未満
第二十九級	五〇〇、〇〇〇円	五四五、〇〇〇円以上 五七五、〇〇〇円未満
第三十級	五二〇、〇〇〇円	五七五、〇〇〇円以上

第三十八条第二項中「十九万二千円」を「二十二万四千四百円」に、「六万四千円」を「七万四千八百円」に改める。

第四十二条第三項中「四十九万九千五百円」を「五十八万五千円」に改め、同条第四項第一号中「三百五十七万円」を「四百四十八万八千円」に改め、同項第二号中「二百二十万五千円」を「二百五十六万二千円」に改め、同項第三号中「百九十九万五千円」を「二百三十一万八千円」に改める。

第四十三条第二項中「十九万二千円」を「二十二万四千四百円」に改める。

第四十五条の五中「死亡したとき、又は障害等級に該当する程度の障害の状態に該当しなかつた場合において、その該当しなかつた日

から起算して障害等級に該当する程度の障害の状態に該当することなく三年を経過した」を「次の各号のいずれかに該当するに至つた」に改め、同条に次の各号を加える。

- 一 死亡したとき。
- 二 障害等級に該当する程度の障害の状態（以下この条及び第四十五条の八において「障害状態」という。）に該当しない者が、六十五歳に達したとき。ただし、六十五歳に達した日において、障害状態に該当しなかつた日から起算して障害状態に該当することなく三年を経過していないときを除く。

三 障害状態に該当しなかつた日から起算して障害状態に該当することなく三年を経

過したとき。ただし、三年を経過した日において、当該受給権者が六十五歳未満であるときを除く。

第四十五条の八第一号中「受給権者」の下に「最後に障害状態に該当しなかつた日から起算して障害状態に該当することなく三年を経過した障害共済年金の受給権者（現に障害状態に該当しない者に限る。）を除く。」を加え、同条第二号中「受給権者」の下に「最後に障害状態に該当しなかつた日から起算して障害状態に該当することなく三年を経過した国民年金法による障害基礎年金の受給権者、厚生年金保険法による障害厚生年金の受給権者（いずれも現に障害状態に該当しない者に限る。）その他の政令で定める者を除く。」を加える。

第四十五条の九中「四十九万九千五百円」を「五十八万五千円」に改める。

第四十七条第三項中「八十九万二千五百円」を「百三十七万七千円」に改める。

第四十八条中「四十九万九千五百円」を「五十八万五千円」に改める。

第五十六条第四項中「給与」の下に「賞与等（給料、俸給、賞金、手当、賞与その他いかなる名称であるかを問わず、勤務の対償として受けるすべてのもののうち、三月を超える期間ごとに受けるものをいう。以下同じ。）又は退職手当を加え、代り」を「代わり」に改め、同条第五項中「給与」の下に「賞与等又は退職手当」を加える。

第五十八条第一項中「しないときは、」の下に「組合は、国税滞納処分の例によつてこれを処分し、又は、」を加え、「又は財産」を「若しくは財産」に、「は、組合の請求により、市町村税の滞納処分の例によつて、これを処分する」を「に対して、その処分を請求する」に改め、同項後段を削り、同条第二項を次のように改める。

2 組合は、前項の規定により国税滞納処分の例により処分しようとするときは、農林水産

大臣の認可を受けなければならない。
第五十八条に次の一項を加える。

3 市町村は、第一項の規定による処分の請求を受けたときは、市町村税の滞納処分の例によつてこれを処分することができる。この場合においては、組合は、徴収金額の百分の四に相当する金額を当該市町村に交付しなければならない。

第八十一条中「十万円」を「二十万円」に改める。

附則第八條第一項第一号中「千三百八十八円」を「千六百二十五円」に、「四百二十」を「四百四十四」に改める。

附則第十八条を次のように改める。
（平均標準給与月額額の改定）

第十八条 次の表の上欄に掲げる期間に係る組合員期間を有する者の平均標準給与月額を算定する場合においては、第二十一条中「各月における標準給与の月額」とあるのは、「各月における標準給与の月額（その月が附則第十八条の表の上欄に掲げる期間に属するときは、その月における標準給与の月額にそれぞ

れ同表の下欄に掲げる率を乗じて得た額とする。）とする。

昭和六十二年三月以前	一・二二
昭和六十二年四月から昭和六十三年三月まで	一・一九
昭和六十三年四月から平成元年十一月まで	一・一六
平成元年十二月から平成三年三月まで	一・〇九
平成三年四月から平成四年三月まで	一・〇四
平成四年四月から平成五年三月まで	一・〇一
平成五年四月以後	〇・九九

第二条 農林漁業団体職員共済組合法の一部を次

のように改正する。

第四條第一項第七号中「掛金」の下に「及び特別掛金」を加える。

第十四條第二項第二号中「規定する育児休業」の下に「(以下単に「育児休業」という。)」を加える。

第二十三條の二の次に次の三條を加える。

第二十三條の三 前條第一項の規定によりその支給を停止するものとされた退職共済年金(同條第四項の規定によりその支給の停止が解除されているものを除く。)の受給権者(配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。))に対する遺族共済年金又は他の法律に基づく共済組合が支給する年金である給付で遺族共済年金に相当するもの若しくは厚生年金保険法による遺族厚生年金(それぞれ配偶者に対するものに限る。))を受ける権利を有するものに限る。)は、当該退職共済年金に係る同條第三項の申請を行わないときは、同條第一項の規定にかかわらず、当該退職共済年金の額(同條第二項の規定により支給の停止を行わないこととされる額があるときは、当該退職共済年金の額から当該額を控除して得た額。以下この項及び次項において同じ。)の二分の一(第三十八條第一項の規定により加給年金額が加算された退職共済年金にあつては、当該退職共済年金の額から当該加給年金額を控除して得た額の二分の一に相当する額に当該加給年金額を加算した額。次項において同じ。)に相当する部分の支給の停止の解除を申請することができる。

2 前項の申請があつた場合には、当該申請に係る退職共済年金については、前條第一項の規定にかかわらず、当該退職共済年金の額の二分の一に相当する部分の支給の停止は行わない。この場合においては、同條第四項ただし書の規定を準用する。

3 第一項の規定により退職共済年金の一部の支給の停止の解除を申請した者又は他の法令の規定でこれに相当するものとして政令で定めるものにより他の法律に基づく共済組合が支給する年金である給付で退職共済年金に相当するもの若しくは厚生年金保険法による老齢厚生年金の一部の支給の停止の解除を申請した者については、前條第三項の規定は、適用しない。

4 前項に規定する者は、遺族共済年金(配偶者に対するものに限る。)の額(前條第二項の規定により支給の停止を行わないこととされる額があるときは、当該遺族共済年金の額から当該額を控除して得た額。次項において同じ。)の三分の二に相当する部分の支給の停止の解除を申請することができる。

5 前項の申請があつた場合には、当該申請に係る遺族共済年金については、前條第一項の規定にかかわらず、当該遺族共済年金の額の三分の二に相当する部分の支給の停止は行わない。この場合においては、同條第四項ただし書の規定を準用する。

6 前條第五項及び第六項の規定は、第一項及び第四項の申請について準用する。

第二十三條の四 この法律による年金である給付(以下この項において「乙年金」という。)の受給権者がこの法律による他の年金である給付(以下この項において「甲年金」という。))を受ける権利を取得したため乙年金を受ける権利が消滅し、又は同一人に対して乙年金の支給を停止して甲年金を支給すべき場合において、乙年金を受ける権利が消滅し、又は乙年金の支給を停止すべき事由が生じた月の翌月以後の分として、乙年金の支払が行われたときは、その支払われた乙年金は、甲年金の内払とみなす。

2 年金の支給を停止すべき事由が生じたにもかかわらず、その停止すべき期間の分として年金が支払われたときは、その支払われた年金は、その後支払うべき年金の内払とみなすことができる。年金を減額して改定すべき事由が生じたにもかかわらず、その事由が生じた月の翌月以後の分として減額しない額の年金が支払われた場合における当該年金の当該減額すべきであつた部分についても、同様とする。

第二十三條の五 この法律による年金である給付の受給権者が死亡したため当該年金である給付を受ける権利が消滅したにもかかわらず、その死亡の日の属する月の翌月以後の分として当該年金である給付の過誤払が行われた場合において、当該過誤払による返還金に係る債権(以下この条において「返還金債権」という。))に係る債務の弁済をすべき者に支払うべきこの法律による年金である給付があるときは、農林水産省令で定めるところにより、当該年金である給付の支払金の金額を当該過誤払による返還金債権の金額に充当することができる。

第二十四條第一項中「(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)」を削り、「未満で」を「に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にあつて」に改める。

第三十六條第二項を次のように改める。

2 前項に定めるもののほか、組合員が、次の各号のいずれにも該当するに至つたときは、その者に退職共済年金を支給する。

一 六十五歳以上であること。

二 一年以上の組合員期間を有すること。

三 組合員期間等が二十五年以上であること。

第三十八條第一項中「十八歳未満の子又は」を「又は子(十八歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある子及び」に、「ある子」を「ある子に限る。)」に改め、同條第四項第八号中「ものを除く。が十八歳に達した」を「子を除く。)」について十八歳に達した日以後の最

初三月三十一日が終了した」に改め、同項第九号中「未満のもの」を「に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある子」に改める。

第三十八條の二第一項ただし書を次のように改める。

ただし、退職共済年金の受給権者が組合員である間において次の各号に掲げる場合に該当する期間があるときは、その期間については、退職共済年金の額のうち、当該各号に掲げる額に相当する部分及び前條第一項に規定する加給年金額に相当する部分に限り、支給の停止は行わない。

一 その者の標準給与の月額と退職共済年金の額(第三十七條第一項第二号に掲げる額及び前條第一項に規定する加給年金額を除く。)の百分の八十に相当する額(以下この項において「在職中支給基本額」という。))を十二で除して得た額(以下この項において「基本月額」という。))との合計額が二十万円以下である場合、在職中支給基本額二十万円の標準給与の月額と基本月額との合計額が二十万円を超え、かつ、次のイからニまでに掲げる場合の区分に応じそれぞれイからニまでに掲げる額に十二を乗じて得た額が在職中支給基本額に満たない場合、次のイからニまでに掲げる場合の区分に応じそれぞれイからニまでに掲げる額に十二を乗じて得た額を在職中支給基本額から控除して得た額

イ 基本月額が二十万円以下であり、かつ、標準給与の月額が三十四万円以下である場合、標準給与の月額と基本月額との合計額から二十万円を控除して得た額の二分の一に相当する額

ロ 基本月額が二十万円以下であり、かつ、標準給与の月額が三十四万円を超える場合、三十四万円と基本月額との合計額から二十万円を控除して得た額の二分の一に相当する額に、標準給与の月額から三

初三月三十一日が終了した」に改め、同項第九号中「未満のもの」を「に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある子」に改める。

第三十八條の二第一項ただし書を次のように改める。

ただし、退職共済年金の受給権者が組合員である間において次の各号に掲げる場合に該当する期間があるときは、その期間については、退職共済年金の額のうち、当該各号に掲げる額に相当する部分及び前條第一項に規定する加給年金額に相当する部分に限り、支給の停止は行わない。

一 その者の標準給与の月額と退職共済年金の額(第三十七條第一項第二号に掲げる額及び前條第一項に規定する加給年金額を除く。)の百分の八十に相当する額(以下この項において「在職中支給基本額」という。))を十二で除して得た額(以下この項において「基本月額」という。))との合計額が二十万円以下である場合、在職中支給基本額二十万円の標準給与の月額と基本月額との合計額が二十万円を超え、かつ、次のイからニまでに掲げる場合の区分に応じそれぞれイからニまでに掲げる額に十二を乗じて得た額が在職中支給基本額に満たない場合、次のイからニまでに掲げる場合の区分に応じそれぞれイからニまでに掲げる額に十二を乗じて得た額を在職中支給基本額から控除して得た額

イ 基本月額が二十万円以下であり、かつ、標準給与の月額が三十四万円以下である場合、標準給与の月額と基本月額との合計額から二十万円を控除して得た額の二分の一に相当する額

ロ 基本月額が二十万円以下であり、かつ、標準給与の月額が三十四万円を超える場合、三十四万円と基本月額との合計額から二十万円を控除して得た額の二分の一に相当する額に、標準給与の月額から三

十四万円を控除して得た額を加えた額
ハ 基本月額が二十万円を超え、かつ、標準給与の月額が三十四万円以下である場合
合 標準給与の月額の二分の一に相当する額
ニ 基本月額が二十万円を超え、かつ、標準給与の月額が三十四万円を超える場合
標準給与の月額から十七万円を控除して得た額
第四十五条の三第一項ただし書を次のように改める。

ただし、障害共済年金の受給権者が組合員である間において次の各号に掲げる場合に該当する期間があるときは、その期間については、障害共済年金の額のうち、当該各号に掲げる額に相当する部分及び第四十三条第一項に規定する加給年金額に相当する部分に限り、支給の停止は行わない。
一 その者の標準給与の月額と障害共済年金の額（第四十二条第一項第二号及び第二項第二号に掲げる額、同条第四項各号に掲げる額のうち政令で定める額に相当する額、第四十三条第一項に規定する加給年金額並びに第四十五条第二項（同条第四項において準用する場合を含む。）の規定により算定した額のうち政令で定める額に相当する額を除く。）の百分の八十に相当する額（以下この項において「在職中支給基本額」という。）を十二で除して得た額（以下この項において「基本月額」という。）との合計額が二十万円以下である場合 在職中支給基本額
二 その者の標準給与の月額と基本月額との合計額が二十万円を超え、かつ、次のイからニまでに掲げる場合の区分に応じそれぞれイからニまでに掲げる額に十二を乗じて得た額が在職中支給基本額に満たない場合 次のイからニまでに掲げる場合の区分に応じそれぞれイからニまでに掲げる額に十二

を乗じて得た額を在職中支給基本額から控除して得た額
イ 基本月額が二十万円以下であり、かつ、標準給与の月額が三十四万円以下である場合 標準給与の月額と基本月額との合計額から二十万円を控除して得た額の二分の一に相当する額
ロ 基本月額が二十万円以下であり、かつ、標準給与の月額が三十四万円を超える場合 三十四万円と基本月額との合計額から二十万円を控除して得た額の二分の一に相当する額に、標準給与の月額から三十四万円を控除して得た額を加えた額
ハ 基本月額が二十万円を超え、かつ、標準給与の月額が三十四万円以下である場合 標準給与の月額の二分の一に相当する額
ニ 基本月額が二十万円を超え、かつ、標準給与の月額が三十四万円を超える場合 標準給与の月額から十七万円を控除して得た額

第五十二条第五号中「ものを除く。」が十八歳に達した日を「子又は孫を除く。」について、十八歳に達した日以後の最初の三月三十一日が終了した」に改め、同条第六号中「未満のもの」を「に達する日以後の最初の三月三十一日まで」の間に「子又は孫」を加える。
第五十五条の次に次の一条を加える。
（育児休業期間中の掛金の特例）
第五十五条の二 育児休業をしている組合員が、組合に申出をしたときは、前条の規定にかかわらず、その申出をした日の属する月からその育児休業が終了する日の翌日が属する月の前月までの期間に係る同条の規定により組合員が負担すべき掛金を免除する。
第六十一条の次に次の一条を加える。
（特別掛金）
第六十一条の二 組合は、その業務に要する費用（国民年金法の規定による基礎年金拠出金

の納付に要する費用を含む。）に充てため、第五十四条の規定により徴収する掛金のほか、特別掛金を徴収する。
2 特別掛金は、組合員が賞与等を受ける月につき、徴収するものとする。
3 特別掛金は、賞与等の額（その額に百円未満の端数がある場合においては、その端数を切り捨てた額）を標準として算定するものとすし、その賞与等の額と特別掛金との割合は、政令で定める範囲内において、定款で定める。
4 第二十条第九項の規定は、賞与等の全部又は一部が、金銭以外のものである場合におけるその価額の算定について準用する。
5 第五十四条第五項、第五十五条、第五十六条第一項から第三項まで及び第五十六条の二から前条までの規定は、特別掛金について準用する。この場合において必要な技術的読替えは、政令で定める。

第六十三条第一項及び第六十六条第一項中「掛金」の下に「若しくは特別掛金」を加える。
附則第七條から第九條までを次のように改める。
第七條 当分の間、六十五歳未満の者が、次の各号のいずれにも該当するに至つたときは、その者に退職共済年金を支給する。
一 六十歳以上であること。
二 一年以上の組合員期間を有すること。
三 組合員期間等が二十五年以上であること。
第八條 前条の規定による退職共済年金については、第三十八條の三第一項中「受給権者が」とあるのは、「受給権者が厚生年金保険の被保険者（国民年金法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第三十四号）附則第五條第十三号に規定する第四種被保険者を除く。）」とする。
2 第二十三條の三の規定は、前条の規定による退職共済年金については、適用しない。
3 第三十八條の規定は、次条第一項から第三

項まで、附則第九條の二、附則第十二條の二、附則第十二條の三及び附則第十二條の五の規定によりその額が算定される場合を除き、前条の規定による退職共済年金については、適用しない。
第九條 附則第七條の規定による退職共済年金（第三十七條の規定によりその額が算定されているものに限る。）の受給権者が、組合員でなく、かつ、傷病により障害等級に該当する程度の障害の状態（以下この項、第四項及び附則第十二條の三第七項において「障害状態」という。）にあるとき（その傷病が治らない場合（その症状が固定し治療の効果が期待できない状態にある場合を除く。）にあつては、その傷病に係る初診日から起算して一年六月を経過した日以後においてその傷病により障害状態にあるとき）は、その者は、退職共済年金の額の算定に係る特例の適用を請求することができる。

2 前項の請求があつたときは、退職共済年金の額を改定するものとし、当該請求に係る退職共済年金の額は、第三十七條第一項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる額の合算額とする。
一 千六百二十五円に組合員期間の月数（当該月数が四百四十四を超えるときは、四百四十四）を乗じて得た額
二 平均標準給与月額（千分の七・五に相当する額）に組合員期間の月数を乗じて得た額
三 次のイ又はロに掲げる者の区分に応じ、それぞれイ又はロに掲げる額
イ 組合員期間が二十年以上である者 平均標準給与月額の千分の一・五に相当する額に組合員期間の月数を乗じて得た額
ロ 組合員期間が二十年未満である者 平均標準給与月額の千分の〇・七五に相当する額に組合員期間の月数を乗じて得た額
3 第一項の請求があつた退職共済年金につい

ては、第二十三条の二第二項第一号中「第三十七條第一項第二号」とあるのは「附則第九條第二項第三号」と、第三十八條第一項中「当該退職共済年金の受給権者がその権利を取得した当時（その権利を取得した）」とあるのは「附則第九條第一項の請求があつた当時（当該請求があつた）」と、「前条の」とあるのは「附則第九條第二項並びに前条第二項及び第三項の」と、「同条の規定」とあるのは「これらの規定」と、同条第三項中「退職共済年金の受給権者がその権利を取得した」とあるのは「附則第九條第一項の請求があつた」と、「受給権者がその権利を取得した」とあるのは「当該請求があつた」と、第三十八條の二第二項ただし書中「相当する部分及び前条第一項に規定する加給年金額に相当する部分」とあるのは「相当する部分」と、同項第一号中「第三十七條第一項第二号に掲げる額及び」とあるのは「附則第九條第二項第一号及び第三号に掲げる額並びに」と、第三十八條の三第一項中「第三十七條第一項第二号」とあるのは「附則第九條第二項第三号」とする。

4 前三項の規定によりその額が算定されている附則第七條の規定による退職共済年金の受給権者が、障害状態に該当しなくなつたときは、前三項の規定にかかわらず、当該退職共済年金の額を、第三十七條第一項の規定により算定した額に改定する。ただし、障害状態に該当しなくなつた当時、当該退職共済年金の額の算定の基礎となる組合員期間が四十五年以上である場合は、この限りでない。

附則第九條の次に次の二条を加える。

第九條の二 附則第七條の規定による退職共済年金の受給権者が、その権利を取得した当時、組合員でなく、かつ、その者の組合員期間が四十五年以上であるときは、退職共済年金の額は、第三十七條第一項の規定にかかわらず、前条第二項の規定の例により算定した

額とする。

2 前項の規定が適用される退職共済年金については、第二十三條の二第二項第一号中「第三十七條第一項第二号」とあるのは「附則第九條の二第二項においてその例によるものとされた附則第九條第二項第三号」と、第三十八條第一項中「前条の」とあるのは「附則第九條の二第二項においてその例によるものとされた附則第九條第二項並びに前条第二項及び第三項の」と、「同条の規定」とあるのは「これらの規定」と、第三十八條の二第二項ただし書中「相当する部分及び前条第一項に規定する加給年金額に相当する部分」とあるのは「相当する部分」と、同項第一号中「第三十七條第一項第二号に掲げる額及び」とあるのは「附則第九條の二第二項においてその例によるものとされた附則第九條第二項第一号及び第三号に掲げる額並びに」と、第三十八條の三第一項中「第三十七條第一項第二号」とあるのは「附則第九條の二第二項においてその例によるものとされた附則第九條第二項第三号」とする。

3 組合員である附則第七條の規定による退職共済年金（第三十七條の規定によりその額が算定されているものに限る。）の受給権者（組合員期間が四十五年以上である者に限る。）が退職したときは、第三十七條第三項の規定によりその額を改定するものとし、当該退職共済年金の額は、同条第一項の規定にかかわらず、前条第二項の規定の例により算定した額とする。

4 前項の規定が適用される退職共済年金については、第二十三條の二第二項第一号中「第三十七條第一項第二号」とあるのは「附則第九條の二第三項においてその例によるものとされた附則第九條第二項第三号」と、第三十八條第一項中「当該退職共済年金の受給権者がその権利を取得した当時（その権利を取得した当時、当該退職共済年金の額の算定の基

礎となる組合員期間が二十年未満であつたときは、前条第三項の規定により当該退職共済年金の額が改定された場合において組合員期間が二十年以上となるに至つた当時、第三項において同じ。」とあるのは「附則第九條の二第三項の規定による退職共済年金の額の改定に係る退職があつた当時」と、「前条の」とあるのは「附則第九條の二第三項においてその例によるものとされた附則第九條第二項並びに前条第二項及び第三項の」と、「同条の規定」とあるのは「これらの規定」と、同条第三項中「退職共済年金の受給権者がその権利を取得した」とあるのは「附則第九條の二第三項の規定による退職共済年金の額の改定に係る退職があつた」と、「受給権者がその権利を取得した」とあるのは「当該退職共済年金に相当する部分」とあるのは「相当する部分」と、同項第一号中「第三十七條第一項第二号に掲げる額及び」とあるのは「附則第九條の二第三項においてその例によるものとされた附則第九條第二項第一号及び第三号に掲げる額並びに」と、第三十八條の三第一項中「第三十七條第一項第二号」とあるのは「附則第九條の二第三項においてその例によるものとされた附則第九條第二項第三号」とする。

第九條の三 附則第九條第一項から第三項まで又は前条の規定によりその額が算定されている附則第七條の規定による退職共済年金（その受給権者が組合員であるものを除く。）は、その受給権者が国民年金法による老齢基礎年金の支給を受けることができるときは、その当該退職共済年金に係る附則第九條第二項第一号に掲げる額に相当する部分の支給を停止する。

附則第十一條を次のように改める。

第十一條 附則第七條の規定による退職共済年

金（附則第九條第一項から第三項までの規定によりその額が算定されているものであつて、かつ、その額の算定の基礎となる組合員期間が二十年以上であるものに限る。）の受給権者であつた者が六十五歳に達したときに支給する退職共済年金については、第三十八條第一項中「当該退職共済年金の受給権者がその権利を取得した当時（その権利を取得した）」とあるのは「附則第七條の規定による退職共済年金に係る附則第九條第一項の請求があつた当時（当該請求があつた）」と、「その者によつて」とあるのは「から引き続きその者によつて」と、同条第三項中「退職共済年金の受給権者がその権利を取得した」とあるのは「附則第七條の規定による退職共済年金に係る附則第九條第一項の請求があつた」と、「受給権者がその権利を取得した当時」とあるのは「当該請求があつた当時から引き続き」とする。

2 附則第七條の規定による退職共済年金（附則第九條の二第一項及び第二項の規定によりその額が算定されているものに限る。）の受給権者であつた者が六十五歳に達したときに支給する退職共済年金については、第三十八條第一項中「その権利を取得した当時（その権利を取得した当時、当該退職共済年金の額の算定の基礎となる組合員期間が二十年未満であつたときは、前条第三項の規定により当該退職共済年金の額が改定された場合において組合員期間が二十年以上となるに至つた当時、第三項において同じ。）」とあるのは「附則第七條の規定による退職共済年金を受ける権利を取得した当時から引き続き」と、同条第三項中「その権利」とあるのは「附則第七條の規定による退職共済年金を受ける権利」と、「その者」とあるのは「から引き続きその者」とする。

3 附則第七條の規定による退職共済年金（附則第九條の二第三項及び第四項の規定により

2 前項に規定する場合には、当該退職共済年金の額は、附則第九条第二項の規定の

3 前項の規定が適用される退職共済年金については、第二十三条の二第二項第一号中「第

権者がその権利を取得した」とあるのは、「受給権者がその年齢に達した」と、第三十八条

三十八条の第二「項ただし書中「相当する部分」とあるのは「相当する部分及び前条第一項に規定する加給年金額に相当する部分」と、同項第一号中「附則第九条第二項第一号及び第三号に掲げる額並びに」とあるのは「附則

第九條第二項第三号に掲げる額及び」と、附則第九條の二第四項において読み替えられた第三十八條の二第一項ただし書中「相当する部分」とあるのは「相当する部分及び前条第一項に規定する加給年金額に相当する部分」と、同項第一号中「附則第九條第二項第一号及び第三号に掲げる額並びに」とあるのは「附則第九條第二項第三号に掲げる額及び」とする。

第十二條の四 附則第七條の規定による退職共済年金（その受給権者が昭和十六年四月一日以前に生まれた者であるものに限る。）は、その受給権者が国民年金法による老齢基礎年金（その受給権者が国民年金の被保険者であることを理由としてその支給が停止されているものを除く。）の支給を受けることができるときは、その間、その支給を停止する。

2 附則第七條の規定による退職共済年金（次の各号のいずれかに該当するものに限る。）は、その受給権者が組合員でなく、かつ、国民年金法による老齢基礎年金の支給を受けることができるときは、その間、当該退職共済年金に係る附則第九條第二項第一号に掲げる額に相当する部分の支給を停止する。

一 その額が附則第十二條の二第二項及び第三項の規定により算定されているものであり、かつ、その受給権者が昭和十六年四月二日以後に生まれた者であるものであること。

二 その額が前条第二項から第五項までの規定により算定されているものであること。

3 附則第七條の規定による退職共済年金（前項各号のいずれかに該当するもの及び附則第九條第一項から第三項まで又は附則第九條の二の規定によりその額が算定されているもの（その受給権者が前条第八項に該当する者であるものに限る。）に限る。）については、その受給権者が組合員であり、かつ、国民年金法による老齢基礎年金の支給を受けることが

できるときは、その間、附則第十二條の二第三項又は前条第三項、第五項若しくは第八項において読み替えられた第三十八條の二第一項第一号中「附則第九條第二項第三号に掲げる額及び」とあるのは、「附則第九條第二項第一号及び第三号に掲げる額並びに」とする。

第十二條の五 附則第七條の規定による退職共済年金（第三十七條の規定によりその額が算定されているものに限る。）の受給権者が国民年金法による老齢基礎年金で政令で定めるものを受ける権利を取得したときは、退職共済年金の額を改定するものとし、当該退職共済年金の額は、第三十七條第一項の規定にかかわらず、同項の規定により算定した額に、当該退職共済年金の額の算定の基礎となる組合員期間を基礎として算定した附則第九條第二項第一号に掲げる額から政令で定める額を減じて得た額（以下この条において「繰上げ調整額」という。）を加算した額とする。

2 繰上げ調整額については、第三十七條第三項の規定は、適用しない。

3 第一項に規定する退職共済年金の受給権者が同項に規定する老齢基礎年金を受ける権利を取得したときは、附則第九條、附則第九條の二第三項及び第四項並びに附則第十二條の三第四項から第六項までの規定は、当該受給権者に支給する退職共済年金については、適用しない。

4 繰上げ調整額（その算定の基礎となる組合員期間の月数が四百四十四に満たないものに限る。）が加算された退職共済年金の受給権者が附則第十二條の三第一項の表の下欄に掲げる年齢に達した月において、当該受給権者が現に受けている退職共済年金の額（繰上げ調整額を除く。以下この項において同じ。）の算定の基礎となる組合員期間の月数（当該月数が四百四十四を超えるときは、四百四十四）が繰上げ調整額の算定の基礎となる組合員期間の月数を超えるときは、退職共済年金

の額を改定するものとし、当該退職共済年金の額は、第一項の規定にかかわらず、当該現に受けている退職共済年金の額に、当該繰上げ調整額と当該繰越る月数の組合員期間を基礎として算定した附則第九條第二項第一号に掲げる額とを合算した額を加算した額とする。

5 繰上げ調整額（その算定の基礎となる組合員期間の月数が四百四十四に満たないものに限る。）が加算された退職共済年金の受給権者が附則第十二條の三第一項の表の下欄に掲げる年齢に達した月の翌月以後において、第三十七條第三項の規定により退職共済年金の額を改定するときは、当該退職共済年金の額は、第一項及び前項の規定にかかわらず、当該改定に係る退職共済年金の額（繰上げ調整額を除く。以下この項において同じ。）に、当該繰上げ調整額と当該改定に係る退職共済年金の額の算定の基礎となる組合員期間の月数（当該月数が四百四十四を超えるときは、四百四十四）から当該繰上げ調整額の算定の基礎となる組合員期間の月数を控除して得た月数の組合員期間を基礎として算定した附則第九條第二項第一号に掲げる額とを合算した額を加算した額とする。

6 繰上げ調整額が加算された退職共済年金については、第三十八條第一項中「その権利を取得した当時（その権利を取得した当時、当該退職共済年金の額」とあるのは「附則第十二條の三第一項の表の下欄に掲げる年齢に達した当時（その年齢に達した当時、当該退職共済年金の額（附則第十二條の五第一項に規定する繰上げ調整額を除く。）と、前条の」とあるのは「前条並びに附則第十二條の五第一項、第四項及び第五項の」と、「同条の規定」とあるのは「これらの規定」と、「額とする」とあるのは「額とし、その年齢に達したとき又は当該組合員期間が二十年以上となるに至つたときから、当該退職共済年金の額を改定

する」と、同条第三項中「退職共済年金の受給権者がその権利を取得した」とあるのは「退職共済年金の受給権者が附則第十二條の三第一項の表の下欄に掲げる年齢に達した」と、「受給権者がその権利を取得した」とあるのは「受給権者がその年齢に達した」とする。

第十二條の六 附則第七條の規定による退職共済年金（附則第十二條の二第二項及び第三項又は附則第十二條の三第二項及び第三項の規定によりその額が算定されているものであつて、かつ、その額の算定の基礎となる組合員期間が二十年以上であるものに限る。）の受給権者であつた者が六十五歳に達したときに支給する退職共済年金については、第三十八條第一項中「その権利を取得した当時（とあるのは「附則第七條の規定による退職共済年金を受ける権利を取得した当時（と、その者によつて」とあるのは「から引き続きその者によつて」と、同条第三項中「その権利」とあるのは「附則第七條の規定による退職共済年金を受ける権利」と、「その者」とあるのは「から引き続きその者」とする。

2 附則第七條の規定による退職共済年金（附則第十二條の三第四項及び第五項の規定によりその額が算定されているもの又は前条第一項に規定する繰上げ調整額が加算されているものであつて、かつ、その額の算定の基礎となる組合員期間が二十年以上であるものに限る。）の受給権者であつた者が六十五歳に達したときに支給する退職共済年金については、第三十八條第一項中「その権利を取得した当時（その権利を取得した当時、当該退職共済年金の額」とあるのは「附則第十二條の三第一項の表の下欄に掲げる年齢に達した当時（その年齢に達した当時、附則第七條の規定による退職共済年金の額（附則第十二條の五第一項に規定する繰上げ調整額を除く。）と、その者によつて」とあるのは「から引

のは「第五項に規定する者が附則第七条又は前条の規定による退職共済年金を受ける権利を取得した月」と、「同項各号」とあるのは「第一項各号」と、「同項の規定」とあるのは「第五項の規定」と、「第一項の規定」とあるのは「第五項の規定」と読み替えるものとする。

7 前二項の規定は、船員保険法第三十三条ノ三の規定により同法の規定による失業保険金の支給を受けることができる者であつて、同法第三十三条ノ四第一項の規定による求職の申込みをしたもの（第四項において準用する第一項各号のいずれにも該当するに至つていない者に限る。）が附則第七条又は前条の規定による退職共済年金を受ける権利を取得した場合について準用する。この場合において必要な技術的読替は、政令で定める。

第十三条の三 附則第七条又は附則第十三条の規定による退職共済年金の受給権者が組合員である日の属する月（その者が当該組合員の資格を取得した月を除く。）について、その者が雇用保険法の規定による高年齢雇用継続基本給付金の支給を受けることができるときは、その月分の退職共済年金の額は、第三十八条の二第一項ただし書（附則第九條第三項、附則第九條の二第二項若しくは第四項、附則第十二條の二第三項、附則第十二條の三第三項、第五項若しくは第八項、附則第十二條の四第三項又は附則第十三條第四項において読み替へて適用する場合を含む。以下この条において同じ。）の規定にかかわらず、第三十八条の二第一項ただし書の規定により支給の停止を行わないこととされる額から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げる額（その額に十分の二十五を乗じて得た額にその者の標準給与の月額を加えた額が同法第六十一条第一項第二号に規定する支給限度額（以下この条において単に「支給限度額」という。）を超えるときは、支給限度額からその者の標準給与の月額を控除して得た

額に二十五分の十を乗じて得た額）に十二を乗じて得た額（以下この条において「調整額」という。）を控除して得た額とする。

一 その者の標準給与の月額が、雇用保険法第六十一条第一項、第三項及び第四項の規定によるみなし賃金日額（以下この条において単に「みなし賃金日額」という。）に三十を乗じて得た額の百分の六十四に相当する額未満であるとき、その者の標準給与の月額に百分の十を乗じて得た額

二 前号に該当しないとき、その者の標準給与の月額に、みなし賃金日額に三十を乗じて得た額に對するその者の標準給与の月額の割合が通増する程度に応じ、百分の十から一定の割合で減減するように農林水産省令で定める率を乗じて得た額

2 前項の場合において、調整額が第三十八条の二第二項ただし書の規定により支給の停止を行わないこととされる額（第三十八條第一項の規定により加給年金額が加算されているときは、当該加給年金額を控除して得た額）以上であるときは、退職共済年金の全部の支給を停止する。

3 附則第七條又は附則第十三條の規定による退職共済年金については、次の各号のいずれかに該当するときは、前二項の規定は、適用しない。

一 当該退職共済年金の受給権者の標準給与の月額がみなし賃金日額に三十を乗じて得た額の百分の八十五に相当する額以上であるとき。

二 当該退職共済年金の受給権者の標準給与の月額が支給限度額以上であるとき。

4 第一項及び第二項の規定を適用する場合においては、第二十三條第二項の規定は、適用しない。

5 前各項の規定は、附則第七條又は附則第十三條の規定による退職共済年金の受給権者が組合員である日の属する月（その者が当該組

合員の資格を取得した月を除く。）について、その者が雇用保険法の規定による高年齢再就職給付金の支給を受けることができる場合について準用する。この場合において、第一項第一号中「第六十一条第一項、第三項及び第四項の規定によるみなし賃金日額（以下この条において単に「みなし賃金日額」という。）」とあるのは「第六十一条の二第二項の賃金日額（以下この条において単に「賃金日額」という。）」と、同項第二号及び第三項第一号中「みなし賃金日額」とあるのは「賃金日額」と読み替へるものとする。

附則第十八條中「平均標準給与月額」の下に「次条第三項に規定する平均標準給与月額を除く。」を加へ、同条の次に次の一条を加へる。（日本国籍を有しない者に対する脱退一時金の支給）

第十八條の二 当分の間、組合員期間が六月以上である日本国籍を有しない者（国民年金の被保険者でない者に限る。）であつて、組合員期間等が二十五年未満であるものは、脱退一時金の支給を請求することができる。ただし、その者が次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

一 日本国内に住所を有するとき。

二 障害共済年金その他政令で定める給付を受ける権利を有したことがあるとき。

三 最後に国民年金の被保険者の資格を喪失した日（同日において日本国内に住所を有していた者にあつては、同日後初めて、日本国内に住所を有しなくなつた日）から起算して二年を経過しているとき。

四 この法律による年金である給付に相当する給付を行うことを目的とする外国の法令の適用を受ける者又は当該外国の法令の適用を受けたことがある者であつて政令で定めるものであるとき。

2 前項の請求があつたときは、その請求をした者に脱退一時金を支給する。

3 脱退一時金の額は、その者の組合員期間に応じ、その期間の平均標準給与月額に次の表に定める率を乗じて得た額とする。

組合員期間		率
六月以上十二月未満		〇・五
十二月以上十八月未満		一・〇
十八月以上二十四月未満		一・五
二十四月以上三十月未満		二・〇
三十月以上三十六月未満		二・五
三十六月以上		三・〇

4 脱退一時金の支給を受けたときは、その額の算定の基礎となつた組合員期間は、組合員期間でなかつたものとみなす。

5 第十三條、第十九條の二、第二十二條第一項、第二十八條第一項、第三十一條、第三十三條第一項及び第三項、第三十五條、第六十六條並びに第七十七條第二項の規定は、脱退一時金について準用する。この場合において、第十三條ただし書中「退職共済年金」とあるのは「退職共済年金又は脱退一時金」と、第二十八條第一項中「退職共済年金」とあるのは「退職共済年金若しくは脱退一時金」と、第三十三條第三項中「退職共済年金」とあるのは「退職共済年金又は脱退一時金」と読み替へるものとする。

附則第十九條中「第五十四條第一項」の下に「及び第六十一條の二第一項」を加へる。

（農林漁業団体職員共済組合法の一部を改正する法律の一部改正）

第三條 農林漁業団体職員共済組合法の一部を改正する法律（昭和六十年法律第七七号）の一部を次のように改正する。

附則第二條第五号中「作成する」の下に「年平均の」を加へる。

附則第十五條第一項第一号中「千三百八十八円」を「千六百二十五円」に、「四百二十」を「四

百四十四」に改め、同条第二項中「千三百八十八円」を「千六百二十五円」に改め、同条第三項中「千三百八十八円」を「千六百二十五円」に、「二千六百三十三円」を「三千四十七円」に改め、同条第四項中「二千六百三十三円」を「三千四十七円」に改め、同条第五項中「千三百八十八円」を「千六百二十五円」に、「二千六百三十三円」を「三千四十七円」に改める。

附則第二十四条に次の一項を加える。

3 前項の規定により新共済法第四十五条の八第一号の年金である給付とみなされた障害年金の受給権者について同条の規定を適用する場合においては、同号中「最後に障害状態」とあるのは「最後に農林漁業団体職員共済組合法の一部を改正する法律（昭和六十年法律第百七号）による改正前の農林漁業団体職員共済組合法別表第二の上欄に掲げる程度の障害の状態（以下この号において「障害状態」という。）と、「障害共済年金」とあるのは「同法による障害年金」とする。

附則第三十条第一項第一号中「六十二万四千七百二十円」を「七十三万二千二百八十円」に、「三万二千二百三十六円」を「三万六千五百六十四円」に改め、同項第二号中「新共済法附則第十八条に規定する政令で定めるところにより区分された期間のうちの最初の期間に係る同条の規定により読み替えられた新共済法第二十一条に規定する政令で定める率」及び「当該率」を「一・二二」に改める。

附則第三十四条第一項第一号を次のように改める。

一 七十三万二千二百八十円
附則第三十五条第一項第一号中「六十二万四千七百二十円」を「七十三万二千二百八十円」に、「三万二千二百三十六円」を「三万六千五百六十四円」に改め、同条第二項第一号中「六十二万四千七百二十円」を「七十三万二千二百八十円」に改める。

附則第三十六条中「その者が六十五歳に達す

るまでの間において」及び「その期間内に」を削り、同条に次の一項を加える。

2 障害年金を受ける権利は、受給権者が次の各号のいずれかに該当するに至つたときは、消滅する。

一 死亡したとき。

二 旧共済法別表第二の上欄に掲げる程度の障害の状態（以下この条において「障害状態」という。）に該当しない者が、六十五歳に達したとき。ただし、六十五歳に達した日において、障害状態に該当しなくなつた日から起算して障害状態に該当することなく三年を経過して障害状態に該当することなく三年を経過していないときを除く。

三 障害状態に該当しなくなつた日から起算して障害状態に該当することなく三年を経過したとき。ただし、三年を経過した日において、当該受給権者が六十五歳未満であるときを除く。

附則第三十八条第一号中「六十二万四千七百二十円」を「七十三万二千二百八十円」に改める。

附則第四十一条第一項第一号中「十二万八千円」を「十四万九千六百円」に改め、同項第二号中「二十二万四千円」を「二十六万八千円」に改め、同項第三号中「十二万八千円」を「十四万九千六百円」に改める。

附則第四十五条第一項中「昭和六十三年」を「平成五年」に改める。

附則別表第四中「昭和十四年四月二日」を「昭和九年四月二日」に、「二万八千二百円」を「三万三千二百円」に、「五万六千四百円」を「六万六千二百円」に、「八万四千六百円」を「九万九千四百円」に、「十一万二千八百円」を「十三万二千五百円」に、「十四万四千円」を「十六万五千六百円」に改める。

第四条 農林漁業団体職員共済組合法の一部を改正する法律の一部を次のように改正する。

附則第三十三条第二項中「第五十六条」を「から第五十六条まで、第六十一条の二」に改め、同条第二項中「等級が政令で定める等級以下

下の等級に該当する」とあるのは「月額が政令で定める額以下である」と、「等級が当該政令で定める等級以下である」とあるのは「月額が当該政令で定める額以下である」とを削り、「（新共済法附則第八條第二項及び第十三條第四項において準用する場合を含む。）中「退職した」とあるのは「改正前の第七條第六項第二号、第四号又は第五号に掲げる事由に該当した」と、新共済法第三十八條の二第二項ただし書及び第四十五條の三第一項ただし書中「等級が第三十六條第二項の政令で定める等級以下の等級である」とあるのは「月額が第三十六條第二項の政令で定める額以下である」と、「等級の高低」とあるのは「月額の高低」と、新共済法第四十五條の七第一項を「第四十五條の七第一項」に改め、「新共済法附則第七條第一項中「退職した」とあるのは「改正前の第七條第六項第二号、第四号又は第五号に掲げる事由に該当した」と、同条第二項中「等級が第三十六條第二項の政令で定める等級以下の等級に該当する」とあるのは「月額が第三十六條第二項の政令で定める額以下である」と、「等級が当該政令で定める等級以下の等級である」とあるのは「月額が当該政令で定める額以下である」とを削り、「第十項」を「第九項」に改める。

附則第七條第一項中「平均標準給与月額」の下に「（新共済法附則第十八條の二第三項に規定する平均標準給与月額を除く。以下この条において同じ。）」を加える。

附則第十條第五項中「第二十三條の二」の下に「及び第二十三條の三」を加える。

附則第十二條第一項中「並びに附則第十三條第一項」を「附則第十三條第一項」に、「第十項」を「第九項並びに附則第十八條の二第二項」に、「その者は」を「その者は、」に改め、同条第二項中「並びに附則第十三條第一項」を「附則第十三條第一項」に、「第十項」を「第九項」に改める。

附則第十三條第一項中「第九項」を「第九項並びに附則第十八條の二第二項」に改める。

附則第十三條第一項中「第九項」を「第九項並びに附則第十八條の二第二項」に改める。

附則第十三條第一項中「第九項」を「第九項並びに附則第十八條の二第二項」に改める。

附則第十三條第二項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、退職年金又は減額退職年金の額の算定の基礎となつてゐる組合員期間の月数と退職共済年金の額の算定の基礎となつてゐる組合員期間の月数とを合算した月数が五百四十以上であるときは、新共済法附則第九條第四項の規定の適用については、その者は、退職共済年金の額の算定の基礎となる組合員期間が四十五年以上であるものとみなす。

附則第十四條第一項及び第三項中「附則第八條第一項」を「附則第九條第二項」に改める。

附則第十五條第二項、第三項及び第五項中「附則第八條第一項第一号」を「附則第九條第二項第一号」に改め、同条の次に次の一条を加える。

（退職共済年金の支給停止の特例）
第十五條の二 新共済法附則第七條の規定による退職共済年金（当該退職共済年金に係る新共済法附則第九條第二項第一号に掲げる額に相当する部分が当該退職共済年金の額の算定の基礎となる組合員期間を基礎として算定した前条第一項第二号に掲げる額を超えるものに限る。）については、当分の間、新共済法附則第九條の三中「当該退職共済年金に係る附則第九條第二項第一号に掲げる額」とあるのは「当該退職共済年金の額の算定の基礎となる組合員期間を基礎として算定した農林漁業団体職員共済組合法の一部を改正する法律（昭和六十年法律第百七号）附則第十五條第一項第二号に掲げる額（附則第十二條の四第二項において「基礎年金相当部分の額」という。）と、新共済法附則第十二條の四第二項中「当該退職共済年金に係る附則第九條第二項第一号に掲げる額」とあるのは「基礎年金相当部分の額」と、同条第三項中「附則第九條第二項第一号及び第三号に掲げる額」とあるのは「附則第九條第二項第三号に掲げる額及び当該退職共済年金の額の算定の基礎とな

る組合員期間を基礎として算定した農林漁業
団体職員共済組合法の一部を改正する法律
(昭和六十一年法律第七号) 附則第十五条第
一項第二号に掲げる額」とする。

附則第十六条第一項中「(新共済法附則第八
条第二項及び第十三条第四項(同条第十項に
おいて準用する場合を含む。))において準用する
場合を含む。次項において同じ。の規定」及び
「並びに新共済法附則第八条第二項及び第十
三条第四項(同条第十項において準用する場合
を含む。))を削り、同条第二項中「(新共済法
附則第八条第二項及び第十三条第四項(同条第
十項において準用する場合を含む。))において
準用する場合を含む。))を削る。

附則第十八条第一項中「附則第八條」を「附
則第九條第二項」に、「第十六條まで」を「第
十五條まで及び附則第十六條」に改める。
附則第二十七條第六項中「第二十三條の二」
の下に「及び第二十三條の三」を加える。
附則第三十九條第二項中「子が」の下に「附
則第四十三條の二においてなおその効力を有す
ることとされた」を加える。
附則第四十三條の次に次の一條を加える。
(遺族年金の失権)
第四十三條の二 旧共済法第四十八條の規定
は、遺族年金についてなおその効力を有する。
この場合において、同条第五号中「十八歳に
達した」とあるのは、「十八歳に達した日以後
の最初の三月三十一日が終了した」と読み
替えるものとする。

附則第四十七條の見出し中「支給期月」を「支
給期月等」に改め、同条第二項を次のように改
める。
2 新共済法第二十三條の四及び第二十三條の
五の規定は、旧共済法による年金である給付
について準用する。
附則第四十八條第一項ただし書を次のように
改める。
ただし、退職年金の受給権者が組合員であ

る間において次の各号に掲げる場合に該当す
る期間があるときは、その期間(六十歳以上
である間に限る。))については、退職年金の
額のうち、当該各号に掲げる額に相当する部
分並びに新共済法第三十八條の規定及び附則
第十六條の規定の例により算定した加給年金
額に相当する部分に限り、支給の停止は行わ
ない。

一 その者の標準給与の月額と退職年金の額
のうちその算定の基礎となつてゐる組合員
期間を基礎として新共済法附則第九條第二
項(第三号を除く。))の規定並びに附則第
七條、附則第十四條及び附則第十五條の規
定の例により算定した額の百分の八十に相
当する額(以下この項において「在職中支
給基本額」という。))を十二で除して得た
額(以下この項において「基本月額」とい
う。))との合計額が二十万円以下である場
合 在職中支給基本額
二 その者の標準給与の月額と基本月額との
合計額が二十万円を超え、かつ、次のイか
らニまでに掲げる場合の区分に応じそれぞ
れイからニまでに掲げる額に十二を乗じて
得た額が在職中支給基本額に満たない場合
次のイからニまでに掲げる場合の区分に応
じそれぞれイからニまでに掲げる額に十二
を乗じて得た額を在職中支給基本額から控
除して得た額
イ 基本月額が二十万円以下であり、かつ、
標準給与の月額が三十四万円以下である
場合 標準給与の月額と基本月額との合
計額から二十万円を控除して得た額の二
分の一に相当する額
ロ 基本月額が二十万円以下であり、かつ、
標準給与の月額が三十四万円を超える場
合 三十四万円と基本月額との合計額か
ら二十万円を控除して得た額の二分の一
に相当する額に、標準給与の月額から三
十四万円を控除して得た額を加えた額

ハ 基本月額が二十万円を超え、かつ、標
準給与の月額が三十四万円以下である場
合 標準給与の月額の二分の一に相当す
る額
ニ 基本月額が二十万円を超え、かつ、標
準給与の月額が三十四万円を超える場合
標準給与の月額から十七万円を控除して
得た額

附則第四十八條第二項中「同項ただし書」を
「同項第一号」に改め、同条第三項中「その間」
を「その期間」に、「附則第八條第一項(第三
号を除く。))」を「第三十八條」に、「第四十二
條第一項第一号」を「第四十三條」に、「第三
十八條第一項」を「同項第一号中「附則第九條
第二項(第三号を除く。))」に、「第四十三條第
一項」を「第四十二條第一項第一号」に改める。
附則第五十條第一項中「附則第八條」を「第
三十八條及び附則第九條第二項」に、「及び第
十二條から第十六條まで」を「附則第十二條
から第十五條まで及び附則第十六條」に改める。

附則
(施行期日)
第一条 この法律は、平成六年十月一日から施行
する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該
各号に定める日から施行する。
一 第二条の規定(農林漁業団体職員共済組合
法(以下「法」という。))附則第十三條の次
に二條を加える改正規定を除く。及び第四
條の規定並びに附則第三條、附則第五條第三
項、附則第六條、附則第十條及び附則第十三
條の規定 平成七年四月一日
二 第二条中法附則第十三條の次に二條を加え
る改正規定(法附則第十三條の二に係る部分
に限る。))及び附則第八條の規定 平成八年
四月一日
三 第二条中法附則第十三條の次に二條を加え
る改正規定(法附則第十三條の三に係る部分
に限る。))及び附則第九條の規定 平成九年
四月一日

標準給与に関する経過措置
第二条 平成六年十月一日前に組合員の資格を取
得して、同日まで引き続き組合員の資格を有す
る者のうち、法第二十條第五項の規定により同
年七月から九月までのいずれかの月から標準給
与が定められた者又は同条第七項の規定により
同年八月若しくは九月から標準給与が改定され
た者であつて、同月の標準給与の月額が八万六
千円以下であるもの又は五十三万円であるもの
(当該標準給与の月額の基礎となつた給与月額
が五十四万五千円未満であるものを除く。))の
標準給与は、当該標準給与の月額の基礎となつ
た給与月額を第一条の規定による改正後の法第
二十條第一項の規定による標準給与の基礎とな
る給与月額とみなして、改定する。
2 前項の規定により改定された標準給与は、平
成六年十月から平成七年九月までの各月の標準
給与とする。
(改正前の退職共済年金の取扱い)
第三条 平成七年四月一日において現に第二条の
規定による改正前の法第三十六條第二項の規定
による退職共済年金を受ける権利を有する者
は、第二条の規定による改正後の法第三十六條
第二項の規定による退職共済年金を受ける権利
を有する者とみなす。
2 平成七年四月一日において現に第二条の規定
による改正前の法附則第七條の規定による退職
共済年金を受ける権利を有する者は、第二条の
規定による改正後の法附則第七條の規定による
退職共済年金を受ける権利を有する者とみな
す。
(年金である給付の額等に関する経過措置)
第四条 平成六年九月分以前の月分の法による年
金である給付の額及び農林漁業団体職員共済組
合法の一部を改正する法律(昭和六十一年法律第
百七号。以下「昭和六十一年改正法」という。))
附則第四十五條第一項に規定する旧共済法によ
る年金である給付の額については、なお従前の
例による。

2 第一条の規定による改正後の法第四十五条の九の規定は、平成六年十月一日以後に給付事由が生じた法による障害一時金の額について適用し、同日前に給付事由が生じた法による障害一時金の額については、なお従前の例による。

(退職共済年金の額の算定に関する経過措置)

第五条 第一条の規定による改正後の法附則第八條第一項第一号の規定の適用については、当分の間、同号中「四百四十四」とあるのは、「四百四十四(当該退職共済年金の受給権者が農林漁業団体職員共済組合法の一部を改正する法律(昭和六十年法律第七号)附則第十五条第一項に規定する特定受給権者等であるときは四百二十、その者が昭和九年四月一日以前に生まれた者(同項に規定する特定受給権者等を除く。)であるときは四百三十二)」とする。

2 第三条の規定による改正後の昭和六十年改正法附則第十五条第一項の規定の適用については、当分の間、同項中「次項」とあるのは、「以下この項、次項」と、同項第一号中「四百四十四」とあるのは「四百四十四(当該退職共済年金の受給権者が昭和四年四月一日以前に生まれた者又は特定受給権者等であるときは四百二十、その者が昭和四年四月一日から昭和九年四月一日までの間に生まれた者(特定受給権者等を除く。)であるときは四百三十二)」とする。

3 第二条の規定による改正後の法附則第九條第二項第一号の規定の適用については、当分の間、同号中「四百四十四」とあるのは、「四百四十四(当該退職共済年金の受給権者が農林漁業団体職員共済組合法の一部を改正する法律(昭和六十年法律第七号)附則第十五条第一項に規定する特定受給権者等であるときは四百二十、その者が昭和九年四月一日以前に生まれた者(同項に規定する特定受給権者等を除く。)であるときは四百三十二)」とする。

(組合員である間の退職共済年金等の支給停止の特例に関する経過措置)

第六条 法による退職共済年金及び障害共済年金

第一類第八号

農林水産委員会議録第一号 平成六年十月十九日

並びに旧共済法による退職年金、減額退職年金及び障害年金(昭和六十年改正法附則第二条第四号に規定する退職年金、減額退職年金及び障害年金をいう。以下この条及び次条第二項において同じ。)の受給権者(法による退職共済年金並びに旧共済法による退職年金及び減額退職年金の受給権者にあつては昭和十年四月一日以前に生まれた者に限るものとし、法による障害共済年金及び旧共済法による障害年金の受給権者にあつては平成七年四月一日前にこれらの年金を受ける権利を取得した者に限る。)については、第二条の規定による改正後の法第三十八條の二第一項ただし書又は第四十五条の三第一項ただし書又は第四條の規定による改正後の昭和六十年改正法附則第四十八條第一項ただし書(同条第二項又は第三項において準用する場合を含む。)の規定により算定した支給の停止を行わないこととされる額が、それぞれ第二條の規定による改正前の法第三十八條の二第一項ただし書若しくは第四十五条の三第一項ただし書又は第四條の規定による改正前の昭和六十年改正法附則第四十八條第一項ただし書(同条第二項又は第三項において準用する場合を含む。)の規定が平成七年四月一日以後も適用されるものとしてこれらの規定により算定した支給の停止を行わないこととされる額(以下この条において「旧停止解除額」という。)より少ないときは、旧停止解除額に相当する部分に限り、支給の停止は行わない。

(障害共済年金の支給に関する経過措置)

第七条 平成六年十月一日前に法による障害共済年金を受ける権利を有していたことがある者(同日において当該障害共済年金を受ける権利を有する者を除く。)が、当該障害共済年金の給付事由となつた傷病により、同日において法第三十九條第二項に規定する障害等級に該当する程度の障害の状態(以下この条において「障害状態」という。)にあるとき、又は同月二日から六十五歳に達する日の前日までの間に

て障害状態に該当するに至つたときは、その者は、同年十月一日(同日において障害状態になつたとき)から六十五歳に達する日の前日までの間に、同条第一項の障害共済年金の支給を請求することができる。

2 平成六年十月一日前に旧共済法による障害年金を受ける権利を有していたことがある者(同日において当該旧共済法による障害年金を受け権利を有する者を除く。)が、当該旧共済法による障害年金の給付事由となつた傷病により、同日において障害状態にあるとき、又は同月二日から六十五歳に達する日の前日までの間に、同日において障害状態に該当するときは、その者は、同年十月一日(同日において障害状態になつたとき)から六十五歳に達する日の前日までの間に、法第三十九條第一項の障害共済年金の支給を請求することができる。

3 前二項の請求があつたときは、法第三十九條第一項の規定にかかわらず、その請求をした者に同項の障害共済年金を支給する。

(雇用保険法による基本手当等の調整に関する経過措置)

第八条 第二条の規定による改正後の法附則第十三條の二の規定は、第二条の規定による改正後の法附則第七條又は附則第十三條の規定による退職共済年金(その受給権者が、平成八年四月一日前にその権利を取得したものに限る。)については、適用しない。

第九条 第二条の規定による改正後の法附則第十三條の三の規定は、第二条の規定による改正後の法附則第七條又は附則第十三條の規定による退職共済年金(その受給権者が、平成九年四月一日前にその権利を取得したものに限る。)については、適用しない。

(脱退一時金に関する経過措置)

第十条 第二条の規定による改正後の法附則第十八條の二の規定は、この法律の公布の日におい

て日本国内に住所を有しない者(同日において国民年金の被保険者であつた者及び同日以後国民年金の被保険者となつた者を除く。)については、適用しない。

2 この法律の公布の日から平成七年三月三十一日までの間に、最後に国民年金の被保険者の資格を喪失した日(同日において日本国内に住所を有していた者にあつては、同日後初めて、日本国内に住所を有しなくなった日)がある者(同年四月一日において国民年金の被保険者であつた者及び同日以後国民年金の被保険者となつた者を除く。)については、第二条の規定による改正後の法附則第十八條の二第一項の規定を適用する場合においては、同項第三号中「最後に国民年金の被保険者の資格を喪失した日(同日において日本国内に住所を有していた者にあつては、同日後初めて、日本国内に住所を有しなくなった日)」とあるのは、「平成七年四月一日」とする。

(罰則に関する経過措置)

第十一条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(その他の経過措置の政令への委任)

第十二条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、年金である給付に関する経過措置その他この法律の施行に関し必要な事項は、政令で定める。

(所得税法の一部改正)

第十三条 所得税法(昭和四十年法律第三十三号)の一部を次のように改正する。

第七十四条第二項第十一号中「掛金」の下に「(同法第六十一条の二第五項(特別掛金)において準用する同法第五十五条(掛金の負担)の規定により負担する特別掛金を含む。)」を加える。

理由

人工構造の高齢化の一層の進展等に対応して、農林漁業団体職員の老後保障等を充実させ、あわ

せて農林漁業団体職員共済組合制度の長期的安定を図るため、農林漁業団体職員共済組合法に基づく年金について給付の改善を図り、及び六十歳以上六十五歳未満の者に支給する退職共済年金について段階的に給与比例部分に相当する額の給付とし、組合員である間の支給調整を改善する等雇用と年金との連携を図る措置を講ずるとともに、遺族給付等に係る子等の年齢要件の改善等遺族給付及び障害給付の改善の措置を講ずる等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

平成六年十月二十四日印刷

平成六年十月二十五日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局